

明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

今年最初の通信ですが、前月号でご紹介致しました、「確定申告」及び「医療費控除」「寄附金控除」「雑損控除」についてご紹介致します

「個人所得税確定申告」

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きをいいます。

申告・納税期間には制限があります。

今年の(23年度分申告)は、2月16日(木)~3月15日(木)迄 となっていますが、還付申告については、2月15日以前でも申告書を受け付けています。

納期限は、3月15日ですが、口座振替の場合は、4月20日が振替日となっています。

給与所得者の場合は、年末調整によって所得税は精算されますが、**医療費控除・寄付金控除・雑損控除**については確定申告において処理する必要があります。

2力以上の給与所得、給与と年金所得、事業所得、不動産所得などの所得や住宅の取得や増改築、がある方も対象となります

「医療費控除」

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の**所得控除**を受けることができます。これを医療費控除といいます。

$$\text{式} \quad \boxed{\text{実際に支払った医療費の合計額}} - \boxed{\text{保険金等で補填された金額}} - \text{10万円} \times = \boxed{\text{医療費控除額 (200万円が限度)}}$$

(※ 尚、総所得額が200万円未満の方は、10万円ではなく**総所得金額の5%**となります)

控除の対象となる医療費(例)

医療機関への医療費 治療へ行く為に交通機関を用いた場合、電車代やバス代等
医療器具の購入や賃借 入院時の部屋代や食事代 介護サービス(細かな規定有)等

「寄附金控除」

特定寄附金又は震災関連寄附金を支出したときは、一定の金額の**所得控除**を受けることができます。

$$\text{式} \quad \underbrace{\boxed{\text{震災関連寄附金}} + \boxed{\text{特定寄付金 (注1)}}}_{\text{(注2)}} - \boxed{2,000 \text{円}} = \boxed{\text{寄附金控除額}}$$

(注1)総所得金額の40%が限度となります。

(注2)総所得金額の80%が限度となります。

「雑損控除」

災害、盗難又は横領によって生活用資産などに損害を受けた場合や災害等に関してやむを得ない支出をした場合に、一定の金額の**所得控除**を受けることができます。

また、大震災等により、住宅や家財に損害を受けた方に「**雑損控除**」または「**災害減免法**」による方法のどちらか有利な方法により免除を受けることができます。

「雑損控除」

損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法

- ・対象範囲 生活に通常必要な資産(貴金属や骨董品等は出来ません)
- ・計算式 AとBの算式で計算したうち、いずれか多い方

$$\underbrace{\begin{array}{|c|c|} \hline \text{損害金額} & \\ \hline \text{損害の額} & \text{災害関連支出} \\ \hline \end{array}} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金等で補填} \\ \hline \text{される金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{総所得金額} \\ \hline \text{の10\%} \\ \hline \end{array} = \boxed{A}$$

①

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{災害関連支出と①の金額のいずれ} \\ \hline \text{か少ない方の金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 5 \text{万円} \\ \hline \end{array} = \boxed{B}$$

参考 控除しきれなかった控除額については、翌年以降3年間(東日本大震災により生じた雑損失の金額は5年間)繰り越し可能

「災害減免法」

住宅や家財の損害により、住宅や家財の損害額が、価格の1/2以上であり、総所得金額等の合計額が1,000万円以下で、かつ、雑損控除の適用を受けなかった場合に、次の所得の段階に応じ所得税が減免されます。

特別控除後の 総所得金額等 の合計額	500万円以下	税額の全額が減免
	500万円を超え750万円以下	税額の50%が減免
	750万円を超え1000万円以下	税額の25%が減免

各控除には規定がありますので、詳細は担当者までご確認ください。